2 3 製 安 第 4 5 号 平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日

厚生労働省老健局高齢者支援課長 殿

経済産業省商務流通グループ製品安全課長

ライター販売規制に係る周知の協力依頼について

平素より経済産業省の製品安全行政にご高配を賜りありがとうございます。

さて、いわゆる使い捨てライター及び多目的ライターについては、これらを使用した子供の火遊びによる火災発生等の防止を目的に、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正し、昨年12月27日より規制対象品目として子供が容易に点火できない構造等の技術基準を製造事業者及び輸入事業者に対し義務付けました。本年9月26日には販売に係る経過措置が終了したところです。

当省としては、制度の円滑な導入のため、これまで消費者庁、消防庁等と協力して製造、輸入、販売事業者及び一般消費者向けに各種の広報活動を実施してまいりました。

このような中、販売に係る経過措置が終了するに伴い、特に高齢者から点火レバーが重くて使いづらいとのご指摘をいただいております。子供が容易に点火できないライターとして、着火レバーが重いもののみではなく、ロックを解除して点火する2段階の操作を必要とするが点火レバーが軽いもの等種々の方式のライターが販売されています。当課においては、これらの情報が周知されていないことが使いづらいとのご意見をいただく一つの原因と考え、別添の周知リーフレットを作成して高齢者向けの広報を行っているところです。

つきましては、貴課所管の高齢者に関係する団体及び傘下会員等に対しましても、別添の周知リーフレットによる情報提供にご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

なお、配布用に周知リーフレットのご要望がある場合には、以下の連絡先にお問い合わせいただくようお伝えいただけると幸いです。

連絡先:経済産業省商務流通グループ製品安全課

T E L : 0 3 - 3 5 0 1 - 4 7 0 7

担当:近藤、浜野、小口